

## 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案（概要）

### I 根拠法令

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項、第66条の4及び第66条の8第1項

### II 改正の内容

#### 1. 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の一部改正

- (1) 少なくとも毎月1回行うこととされている産業医による作業場等の巡視について、毎月1回以上、事業者から産業医に衛生管理者による巡視の結果等が提供される場合であって、事業者の同意がある場合には、産業医による作業場等の巡視の頻度を、少なくとも2月に1回とする。
- (2) 事業者は、各種健康診断の結果に基づき医師又は歯科医師が意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を、当該医師又は歯科医師から求められたときは、当該医師又は歯科医師にこれを提供するものとする。
- (3) 事業者が毎月1回以上行うこととされている、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間の算定を行ったときは、速やかに、その超えた時間が1月当たり100時間を超えた労働者の氏名及びその超えた時間に関する情報を、産業医に提供するものとする。
- (4) その他所要の改正を行う。

#### 2. 有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）等の一部改正

以下の省令において、事業者は、各種健康診断の結果に基づき医師が意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を、当該医師から求められたときは、速やかに、当該医師にこれを提供するものとする。

- ・ 有機溶剤中毒予防規則
- ・ 鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）
- ・ 四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）
- ・ 特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）
- ・ 高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）
- ・ 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）
- ・ 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）
- ・ 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）

### III 施行期日等

公布日：平成29年3月上旬（予定）

施行日：平成29年6月1日（予定）